（証券コード　3181）
2019年５月13日

株　主　各　位

名古屋市港区川西通五丁目12番地
株式会社買取王国
代表取締役社長　長谷川　和夫

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年５月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年５月28日（火曜日）午前10時
2. **場　　所**　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　４階402号室
（末尾の会場案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
報告事項　第20期（2018年３月１日から2019年２月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.okoku.jp/）に掲載させていただきます。
◎今回は、株主総会決議通知の発送を取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定であります。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年３月１日から
2019年２月28日まで）

1.　会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調が見られた一方、世界経済の減速、貿易摩擦などの影響により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、景気回復による個人消費マインドの改善が期待されるものの、消費者の購買行動の多様化、人手不足による採用難・人件費の上昇などにより厳しい経営環境が続いております。このような外部環境に対応するために、当社はさまざまな取組みを進めてまいりました。

商品政策におきましては、古物法の改正により、店舗外での買取が容易にできるようになったため、催事買取を導入いたしました。その他に、出張買取・宅配買取及び法人買取を強化し、全体の商品調達力を高めてまいりました。

店舗政策におきましては、既存店業績の格差をなくすために、店舗管理システムのデータを分析し、各店の一坪あたり売価在庫や在庫回転率の適正化、初期値付けの適正化を推進してまいりました。

工具専門店業態の多店舗展開として、工具買取王国西岐阜店（岐阜県岐阜市）を2018年５月10日に、工具買取王国四條畷店（大阪府四條畷市）を2018年８月１日に、工具買取王国蟹江店（愛知県海部郡）を2018年10月１日に、工具買取王国春日井19号店（愛知県春日井市）を2019年１月５日にオープンいたしました。

また、買取王国豊田248店（愛知県豊田市）を2018年３月23日に、女性ファッション専門店業態のＷＨＹＮＯＴ大垣店（岐阜県大垣市）を2018年９月15日にオープンいたしました。

売上高については、メディア・トレカ・ブランドが不調でしたが、工具・生活用品等が好調のため、売上高が前年同期を上回りました。利益面については、粗利率の向上により売上総利益が改善しましたが、上昇した人件費及び新規出店諸費用をカバーできず、営業利益、経常利益及び当期純利益が前年同期を下回ることとなりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,739百万円（前年同期比1.3％増）、営業利益は34百万円（前年同期比73.2％減）、経常利益は49百万円（前年同期比64.0％減）、当期純利益は12百万円（前年同期比81.9％減）となりました。

(2) 設備の状況

当事業年度におきましては、６店舗の新規出店、また買取王国豊山店の土地・建物の新規取得を実施いたしました。この結果、当事業年度の設備投資総額は156百万円となりました。

店舗名	取得日・開店日	所在地
買取王国豊山店	2018年３月31日	愛知県西春日井郡豊山町豊場八反48番１
買取王国豊田248店	2018年３月23日	愛知県豊田市錦町１丁目96
工具買取王国西岐阜店	2018年５月10日	岐阜県岐阜市西荘１丁目12番15
工具買取王国四條畷店	2018年８月１日	大阪府四條畷市雁屋西町６番７
WHYNOT大垣店	2018年９月15日	岐阜県大垣市林町７丁目681番１
工具買取王国蟹江店	2018年10月１日	愛知県海部郡蟹江町錦３丁目15
工具買取王国春日井19号店	2019年１月５日	愛知県春日井市若草通２丁目18番１

(3) 資金調達の状況

当期における当社の資金調達について、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区分＼期別	第　17　期 （2015年３月１日から 2016年２月29日まで）	第　18　期 （2016年３月１日から 2017年２月28日まで）	第　19　期 （2017年３月１日から 2018年２月28日まで）	第20期（当期） （2018年３月１日から 2019年２月28日まで）
売上高	5,694,663千円	4,910,675千円	4,678,355千円	4,739,676千円
営業利益	186,059千円	23,743千円	127,169千円	34,081千円
経常利益	199,307千円	32,777千円	138,417千円	49,866千円
当期純利益	74,996千円	12,532千円	69,323千円	12,576千円
１株当たり当期純利益	42円71銭	７円14銭	39円48銭	７円12銭
総資産	3,348,233千円	3,341,594千円	3,394,415千円	3,140,934千円
純資産	1,741,136千円	1,753,668千円	1,822,992千円	1,838,891千円
１株当たり純資産額	991円54銭	998円67銭	1,038円15銭	1,038円33銭

（注）１株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき、算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境の見通しにつきましては、実質所得の改善が見られるものの、消費税増税等により、消費者の節約志向が強まり、人手不足による採用難・人件費の上昇などにより、小売業界にとって不透明感は拭えず厳しい環境が続くものと考えております。

このような環境の下、「夢ある商品とサービスを通して、喜びと心の満足を創りだしていきます。」という経営理念の下、店舗営業力の強化、運営体制の再構築等に取組んでまいります。

商品政策

催事買取を積極的に開催してまいります。効率の良い開催モデルを確立し、出張買取、宅配買取及び法人買取とともに会社全体の商品調達力を高めてまいります。

取扱商品については、売上構成比の高いファッション・ホビー及び成長性の高い工具を攻めるものとして力を入れ、ブランド・トレカ・アウトレット衣料を徹底して守り、家電・スマートフォン・生活用品を育てていきます。

店舗政策

既存店の業績は、一部の回復が見られましたが、計画通りの成果を得られておりません。店舗間の改善格差をなくすために、店舗マニュアル作成専任者を置き、教育プロジェクトチームと共に、標準化を推進してまいります。

出退店については、営業本部内に検討委員会を設け、店舗の売場構成等、地域特性に合わせた営業現場主導の展開を続けてまいります。不採算店舗買取王国豊田248店を2019年５月末に撤退することを決定した一方、買取王国岡崎大樹寺店別棟の一階を改装し、工具買取王国岡崎大樹寺店（愛知県岡崎市）として、2019年３月21日にオープンいたしました。

工具専門店業態に関して、前期から進めた多店舗展開を加速し、工具買取王国岡崎大樹寺店（愛知県岡崎市）を含め、計６店舗の出店を計画しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（2019年２月28日現在）

当社は、総合リユース小売業として、買取王国、マイシュウサガール、工具買取王国及びその他業態を運営しております。

(7) 主要な営業所（2019年２月28日現在）

① 本　　社　愛知県名古屋市港区川西通五丁目12番地
② 店　　舗

業　態	店　舗　名
総合リユースショップ 買取王国 （直営店25店舗、 ＦＣ１店舗）	愛知県　：一宮店、港店、小牧店、高辻店、藤が丘店、緑店、春日井店、植田店、高畑店、守山大森店、豊田インター店、豊橋牛川店、豊橋神ノ輪店、半田インター店、岡崎南店、岡崎大樹寺店、刈谷店、豊山店、甚目寺店、豊田248店
	岐阜県　：可児店、岐阜河渡店、大垣店、岐阜長良店、ＦＣ多治見店
	大阪府　：枚方国道１号店
マイシュウサガール （直営３店舗）	愛知県　：一宮店、豊田店、ヨシヅヤ清洲店
工具買取王国 （直営６店舗）	愛知県　：西春店、蟹江店、春日井19号店 岐阜県　：西岐阜店 三重県　：桑名店 大阪府　：四條畷店
Ｒｅｃｏ （直営１店舗）	愛知県　：黒川北店
ＷＨＹ　ＮＯＴ （直営３店舗）	愛知県　：栄店、緑店、大垣店

(8) 従業員の状況（2019年２月28日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122名(305名)	１名増　(19名増)	34歳６ヵ月	５年０ヵ月

（注）1.　従業員数は、就業人員数であります。
2.　従業員数（外書）は、臨時従業員の平均年間雇用人員（１日８時間換算）であります。

(9) 主要な借入先の状況（2019年２月28日現在）

借　入　先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	153,304千円
株式会社愛知銀行	146,360千円
株式会社三井住友銀行	124,178千円

2. 株式の状況（2019年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,940,000株

(2) 発行済株式の総数 1,771,800株

(3) 株主数 905名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
有限会社カルチャービジネス	524,000株	29.58%
有限会社Benri	138,000株	7.79%
秋山俊之	122,000株	6.88%
長谷川太一	106,117株	5.99%
買取王国社員持株会	54,573株	3.08%
長谷川和夫	52,700株	2.97%
水元公仁	50,000株	2.82%
むさし証券株式会社	49,500株	2.79%
野村證券株式会社	37,660株	2.12%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	30,800株	1.73%

（注） 持株比率は、自己株式（800株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役に関する事項（2019年２月28日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川　和夫	営業本部長
取　締　役	壬　生　順三	営業副本部長
取　締　役	長谷川　太一	新規事業部長
取　締　役 （監査等委員）	松　岡　保富	
取　締　役 （監査等委員）	深　谷　雅俊	深谷会計事務所所長、KeePer技研株式会社取締役監査等委員、株式会社動力社外監査役
取　締　役 （監査等委員）	西　川　幸孝	株式会社ビジネスリンク代表取締役、本多プラス株式会社社外取締役、株式会社物語コーポレーション社外取締役

（注）1. 取締役深谷雅俊氏及び取締役西川幸孝氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員深谷雅俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役両氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の取締役（監査等委員）は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役分）	３名 （―名）	44,014千円 （―千円）
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役分）	３名 （２名）	5,400千円 （2,400千円）
合　　計 （うち社外役員分）	６名 （２名）	49,414千円 （2,400千円）

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額214千円が含まれております。
3. 報酬限度額は、次のとおりであります。
取締役（監査等委員を除く）：年額 120百万円（2016年５月27日開催の定時株主総会の決議）
別枠で譲渡制限付株式報酬として、年額 ５百万円（2018年５月25日開催の定時株主総会の決議）
取締役（監査等委員）：年額　30百万円（2016年５月27日開催の定時株主総会の決議）

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社との当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、深谷会計事務所の所長であります。なお、当社と深谷会計事務所との間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、株式会社ビジネスリンクの代表取締役であります。当社は、株式会社ビジネスリンクとの間で人事労務顧問契約を締結しております。

②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役深谷雅俊氏は、KeePer技研株式会社取締役監査等委員及び株式会社動力の社外監査役であります。なお、当社とKeePer技研株式会社及び株式会社動力との間には特別の関係はありません。

取締役西川幸孝氏は、本多プラス株式会社及び株式会社物語コーポレーションの社外取締役であります。なお、当社と本多プラス株式会社及び株式会社物語コーポレーションとの間には特別の関係はありません。

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役 (監査等委員)	深　谷　雅　俊	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して、また監査等委員会委員として内部統制システムの構築についても助言・提言を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	西　川　幸　孝	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。企業経営者として、かつ経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,480千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	18,480千円

（注）1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第１項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項及び第３項の規定に従い、次のとおり「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性と効率性を確保し、関連法規を遵守しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は取締役会規程に則り、月１回定例開催し、取締役間の意思疎通を図る。
② コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月１回定例開催する。
③ 内部監査室を設置し、独立した専門部署として業務を行う。
④ 内部監査室は監査等委員、その他の部門と連携しながら職務を行い、業務の適法性・妥当性等を監査する。
⑤ 内部通報制度として、社外通報サービスを利用するなどして、情報収集に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に関する文書は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
② 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク一覧表を作成し、管理本部長の下、全社的取り組みとする。
② 内部監査室の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
③ 顧客等の個人情報については個人情報管理規程を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 職務権限規程に取締役の職務・責任を定める。
② 取締役会は取締役会規程に則り月１回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「補助者」という。）についての具体的な内容は監査等委員会と相談し、その意見を充分考慮して検討する。
② 補助者の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
③ 補助者は当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(6) 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 監査等委員は、取締役会のほか出店検討委員会その他重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料については常時閲覧することができる。

② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。

③ 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）および従業員、子会社の役員および従業員ならびに子会社の役員および従業員から報告を受けた者（以下「当社グループの役職員」という。）は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

④ 当社グループの役職員は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。

ア．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

イ．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実

ウ．当社グループの役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときはその旨

⑤ 当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定める。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査等委員会と代表取締役は定期的に意見を交換する体制を整える。

② 監査等委員会は、会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査等委員会の監査業務を効率的に進める。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査等委員会を設置し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がその殆どに出席いたしました。その他、監査等委員会は13回、コンプライアンス委員会は12回開催いたしました。

② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元は、経営の最重要課題と認識しておりますが、事業の安定的成長とより磐石な収益基盤の構築は当社の最優先課題であり、内部留保の充実による企業体質強化にも意を用いる必要があると考えております。

当社では、会社法第459条第１項に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、無配とさせていただきます。

内部留保金につきましては、新規出店、買取仕入力の強化、既存店のリニューアル及び人財育成を図るため、経営基盤の整備・拡充等に有効に活用し、競争力及び収益力の向上を図ってまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2019年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,011,237**	**流動負債**	**632,088**
現金及び預金	669,922	買掛金	4,951
売掛金	91,252	１年内返済予定の長期借入金	380,726
有価証券	190,159	未払金	58,046
商品	943,714	未払費用	106,506
前払費用	68,930	未払法人税等	8,506
繰延税金資産	25,334	未払消費税等	20,285
未収法人税等	12,678	預り金	5,745
その他	9,245	賞与引当金	16,886
固定資産	**1,129,696**	ポイント引当金	19,114
有形固定資産	597,669	資産除去債務	3,014
建物	167,302	その他	8,303
構築物	35,898	**固定負債**	**669,955**
車両運搬具	1,249	長期借入金	576,906
工具、器具及び備品	51,393	退職給付引当金	28,800
土地	341,824	資産除去債務	63,699
無形固定資産	176,640	その他	550
ソフトウェア	173,551	**負債合計**	**1,302,043**
ソフトウェア仮勘定	2,760	純資産の部	
その他	328	**株主資本**	**1,838,891**
投資その他の資産	355,386	**資本金**	**336,370**
関係会社株式	31,900	**資本剰余金**	**266,370**
出資金	21	資本準備金	266,370
長期前払費用	14,725	**利益剰余金**	**1,236,150**
繰延税金資産	10,755	その他利益剰余金	1,236,150
差入保証金	238,114	繰越利益剰余金	1,236,150
保険積立金	59,870	**純資産合計**	**1,838,891**
資産合計	**3,140,934**	**負債及び純資産合計**	**3,140,934**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2018年３月１日
至　2019年２月28日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**4,739,676**
売　　上　　原　　価		**2,164,051**
売　　上　　総　　利　　益		**2,575,624**
販売費及び一般管理費		**2,541,542**
営　　業　　利　　益		**34,081**
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	915	
投資有価証券売却益	4,266	
受　　取　　手　　数　　料	11,972	
そ　　の　　他	4,285	21,439
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	3,328	
そ　　の　　他	2,326	5,655
経　　常　　利　　益		**49,866**
特　　別　　損　　失		
解　　約　　違　　約　　金	5,744	
減　　損　　損　　失	17,922	23,666
税引前当期純利益		**26,199**
法人税、住民税及び事業税		16,780
法　　人　　税　　等　　調　　整　　額		△3,157
当　　期　　純　　利　　益		**12,576**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2018年３月１日
至　2019年２月28日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	330,319	260,319	260,319	1,232,354	1,232,354	1,822,992	1,822,992
事業年度中の変動額							
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	6,051	6,051	6,051			12,102	12,102
剰余金の配当				△8,780	△8,780	△8,780	△8,780
当期純利益				12,576	12,576	12,576	12,576
事業年度中の変動額合計	6,051	6,051	6,051	3,796	3,796	15,898	15,898
当期末残高	336,370	266,370	266,370	1,236,150	1,236,150	1,838,891	1,838,891

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

総平均法による原価法によっております。

② 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～20年
構築物	３～20年
工具、器具及び備品	２～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしておりますが、残高はありません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、過去の使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、従業員の当事業年度末における自己都合要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　633,647千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

用　　途	種　　類	場　　所
店舗設備	建物等	愛知県豊田市他

② 減損損失の認識に至った経緯

収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

③ 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

建物	9,552千円
構築物	2,961
工具、器具及び備品	5,408
計	17,922

④ 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基礎としてグルーピングをしております。

⑤ 回収可能額の算定方法

資産グループの回収可能額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、ゼロとして評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	1,756,000	15,800	―	1,771,800

注） 譲渡制限付株式報酬としての新株発行により、発行済株式が15,800株増加しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	―	800	―	800

注） 譲渡制限付株式報酬の権利失効により無償取得した株式であります。

(3) 配当に関する事項

配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年４月９日取締役会	普通株式	利益剰余金	8,780	5	2018年２月28日	2018年５月28日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,308千円
賞与引当金	5,167千円
ポイント引当金	5,849千円
退職給付引当金	8,813千円
減損損失	9,471千円
商品評価損	7,002千円
資産除去債務	20,417千円
その他	4,546千円
繰延税金資産小計	63,577千円
評価性引当額	△21,531千円
繰延税金資産合計	42,046千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	5,956千円
繰延税金負債合計	5,956千円
繰延税金資産純額	36,089千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.70%
(調整)	
留保金課税	6.85%
住民税均等割等	18.89%
修正申告による影響額	△5.82%
評価性引当額の増減による影響	4.45%
その他	△3.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.00%

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行っておりません。また、資金調達の必要性が生じた場合は、銀行借入で対応する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の経理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

有価証券は満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金については、原則１ヵ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

借入金は、運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は、金利変動リスク及び流動性リスクに晒されております。また、流動性リスクについては、月次に資金収支計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
(1) 現金及び預金	669,922	669,922	―
(2) 売掛金	91,252	91,252	―
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	190,159	190,159	―
資産計	951,334	951,334	―
(4) 買掛金	4,951	4,951	―
(5) 未払金	58,046	58,046	―
(6) 長期借入金	957,632	958,145	513
負債計	1,020,630	1,021,143	513

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

満期保有目的の債券の時価については当該債券から発生する将来キャッシュフローを割り引いた現在価値によっております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	31,900
差入保証金	238,114

関係会社株式については、市場価格がなく、また、差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、これらは時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象には含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,038円33銭

(2) １株当たり当期純利益　7円12銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上されているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.00％～1.35％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	59,718千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,814千円
時の経過による調整額	143千円
資産除去債務の戻入による減少額	△1,962千円
期末残高	66,713千円

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年４月15日

株式会社買取王国
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　賢　次　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲　垣　　吉　登　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社買取王国の2018年３月１日から2019年２月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年３月１日から2019年２月28日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年４月22日

株式会社買取王国　　監査等委員会

監査等委員　　松　岡　保　富　　㊞

監査等委員　　深　谷　雅　俊　　㊞

監査等委員　　西　川　幸　孝　　㊞

（注）監査等委員深谷雅俊及び西川幸孝は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	長谷川（はせがわ）　和夫（かずお） （1951年12月17日生）	1974年４月　東芝EMI株式会社入社 2003年１月　当社代表取締役社長 2004年５月　当社代表取締役会長 2008年５月　当社代表取締役社長（現任） 2013年３月　当社営業本部長 2017年２月　当社営業本部長（現任）	52,700株
2	壬生（みぶ）　順三（じゅんぞう） （1959年10月20日生）	1982年４月　ぶんらく書店入社 1999年10月　株式会社マルス（現当社）代表取締役 2003年１月　当社取締役 2006年３月　当社専務取締役管理本部長 2014年５月　当社専務取締役営業本部長 2017年３月　当社取締役営業副本部長（現任）	30,700株
3	長谷川（はせがわ）　太一（たいち） （1985年11月28日生）	2009年４月　株式会社ボクデン入社 2012年４月　当社入社 2014年５月　当社取締役社長室長 2016年５月　当社取締役 2017年３月　当社取締役新規事業部長（現任）	106,117株

（注）　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　　場　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会　４階　402号室
電話　052-231-7851㈹

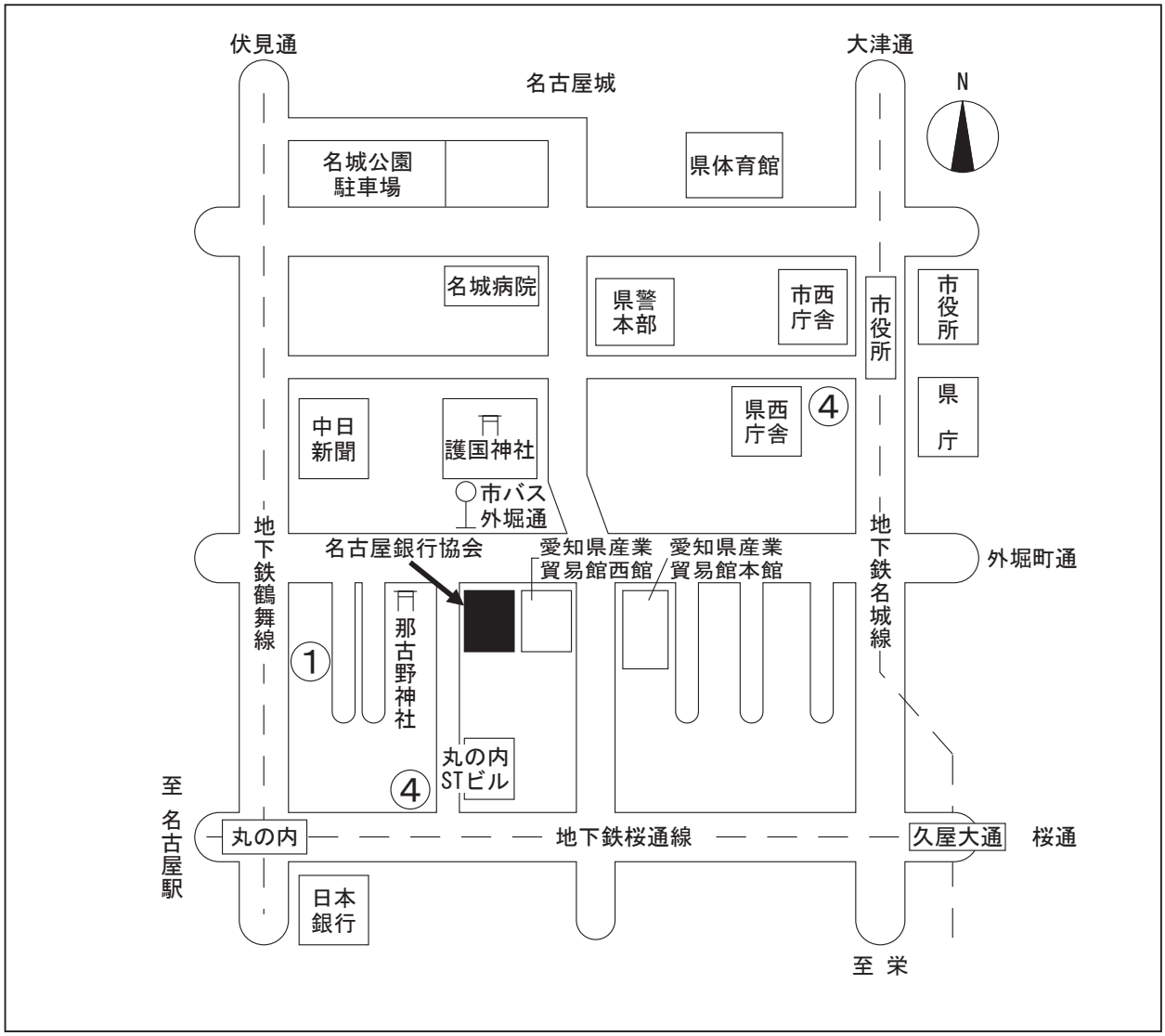

交通機関　地下鉄―桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩６分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩６分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩８分
市バス―名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。